

特許の国際出願について

吉川国際特許事務所

目次

- I. 国際出願の必要性
- II. 国内出願の手続き
- III. 国際出願の手続き
- IV. 特許庁による助成制度
- V. 吉川国際特許事務所について

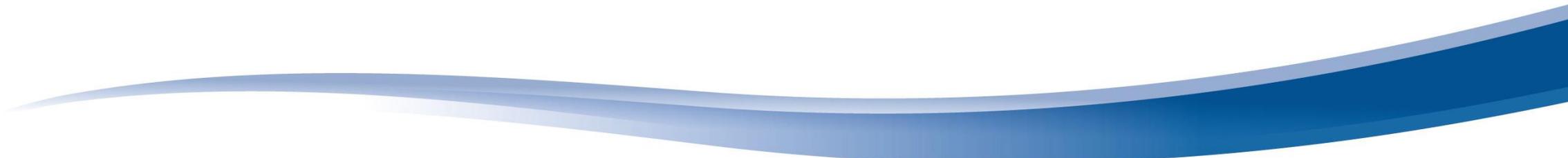
国際出願の必要性

どうして海外での特許が必要なの？

もし、あなたが腕時計の会社を経営していて
新しい形の腕時計Aを発明し、日本での特許を取得
国内で腕時計Aが爆発的にヒットしたら・・・

もっと人口が多くて市場規模が大きい国に
腕時計Aを進出させたい！！
中国でも販売しよう！





このとき、中国特許庁から特許を取得せずに中国の現地工場で委託生産をし、中国での販売を開始したとします。

【リスク①】

現地工場がさらに安いコストで同じ商品を生産販売をして、利益を略奪されたら？

【リスク②】

中国ですでに、腕時計Aと類似した商品が特許を取得し、販売開始していたら？

【リスク①】

現地工場がさらに安いコストで同じ商品を生産販売をして、利益を略奪されたら？



対抗手段なし

日本で取得した特許はあくまで日本国内のみの適用（属地主義）
＝特許は必要な国で各々取得する必要あり

【リスク②】

中国ですでに、腕時計Aと類似した商品が特許を取得し、販売開始していたらどうなるのか？



特許権侵害で、販売差し止め請求又は損害賠償を請求されるかも

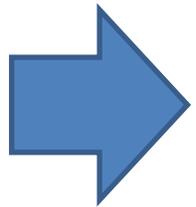
国外進出しようとしても、特許がないと損をするのか、...



国際特許を取得する理由

【リスク①】

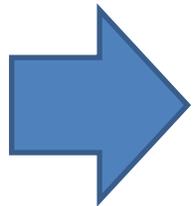
現地工場がさらに安いコストで同じ商品を生産販売をして、利益を略奪されたら？



自分のビジネスを守るため

【リスク②】

中国ですでに、腕時計Aと類似した商品が特許を取得し、販売開始していたら？

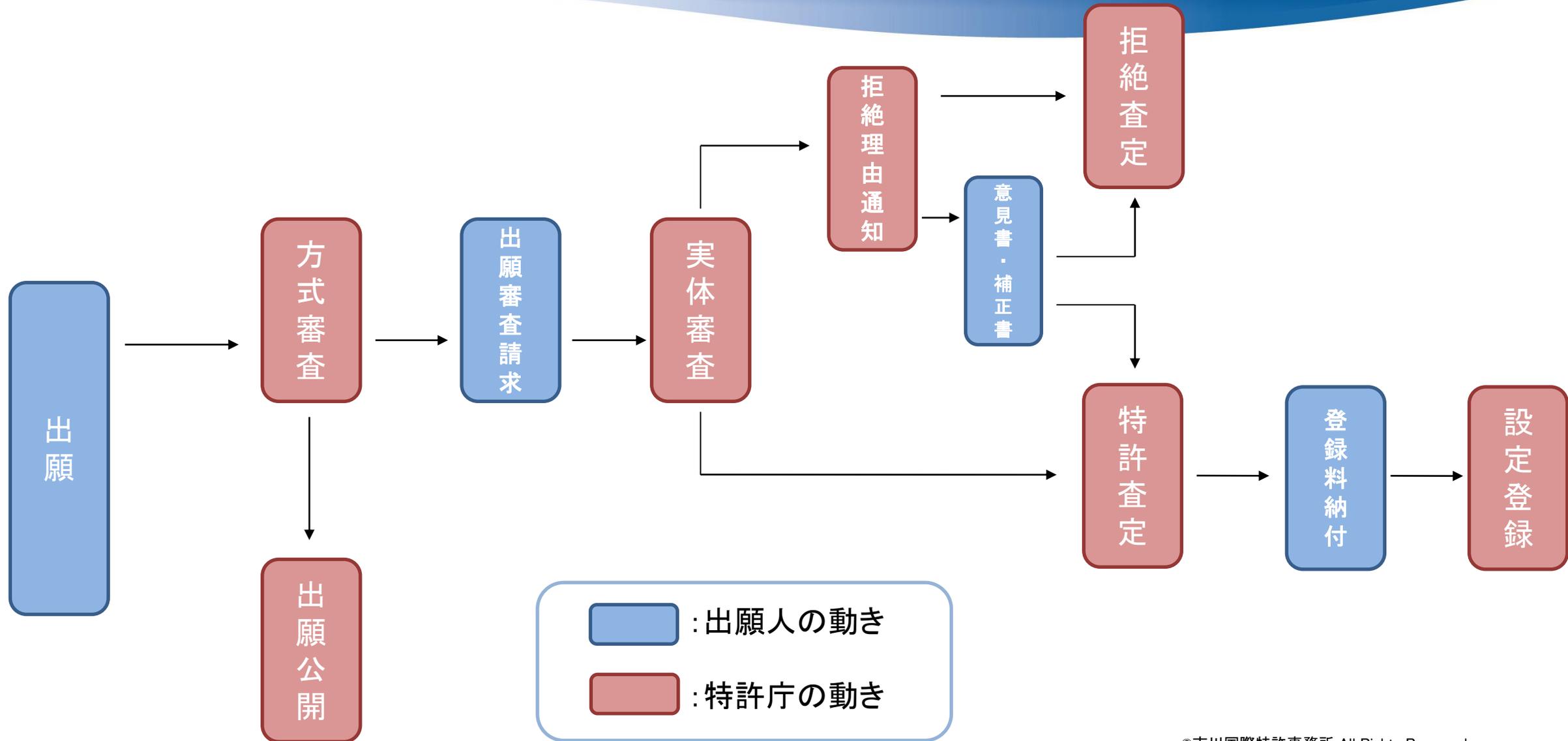


他人の権利を侵害しないため

国内特許の取得方法

特許取得の流れ

国内の特許取得の流れ



国際出願

出願から特許取得までの流れ

出願方法

国際出願

出願方法は2つあります

パリルート出願

- 個別出願
- 現地代理人と直接やりとり
- 少数国で特許取得の場合に有効

PCTルート出願

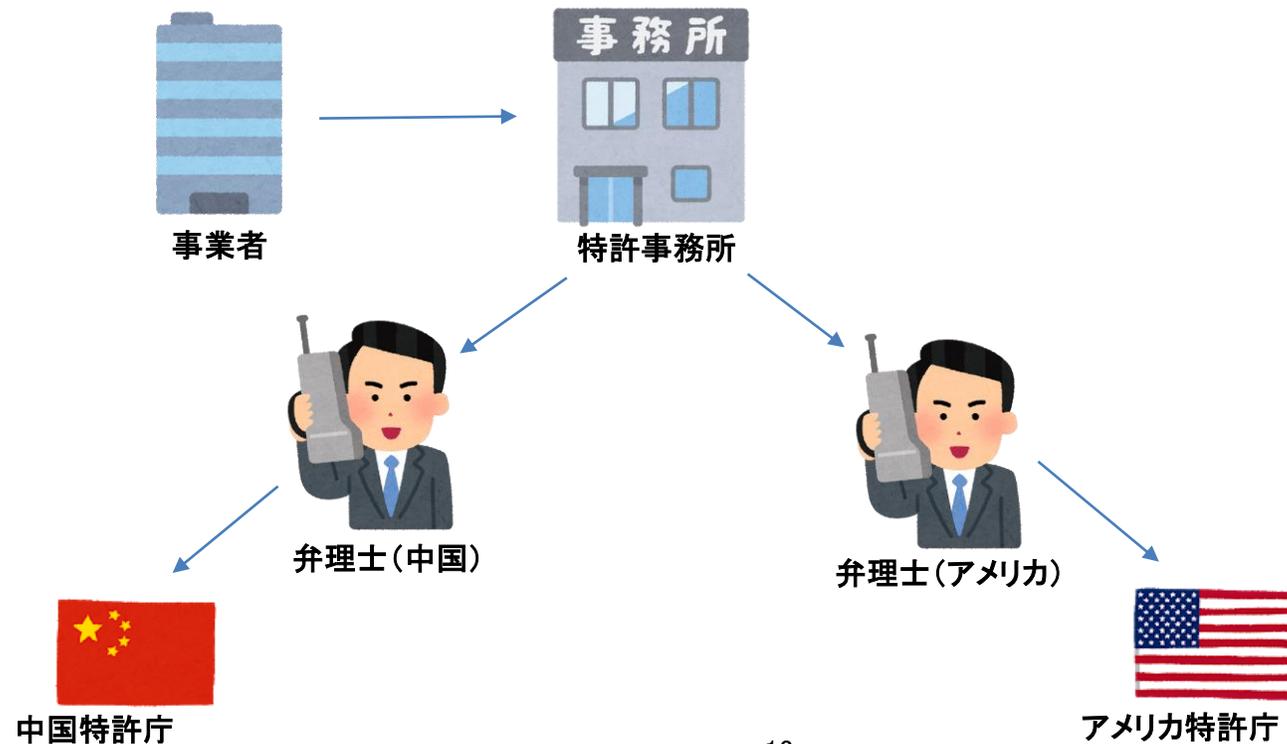
- 1度の国際出願(=PCT出願)で、全PCT加盟国に出願したことと同一の意味を持つ
- 多数国で特許取得の場合に有効

パリルート出願

出願方法

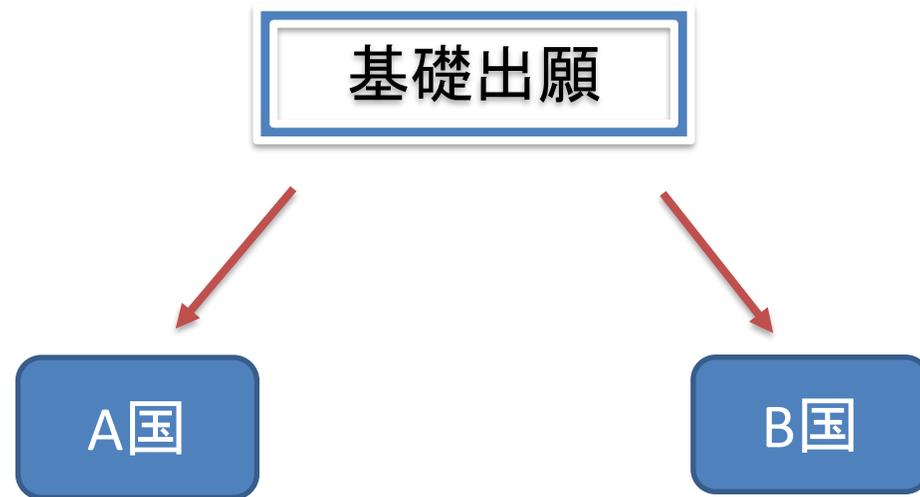
それぞれの国に**個別出願**

それぞれの国の言語や、その国の法律に即した形式で、出願書類を作成し出願



パリルート出願

仕組み



- ・各国の公用語に訳し、各国の法律に即して出願
- ・各国で定められた登録要件で審査

パリルート出願

- 基礎出願とは
先ほどの例を挙げて考えてみましょう

もし、あなたが腕時計の会社を経営していて
新しい形の腕時計Aを発明し、日本での特許を取得
国内で腕時計Aが爆発的にヒットしたら・・・

もっと人口が多くて市場規模が大きい国に
腕時計Aを進出させたい！！
中国でも販売しよう！



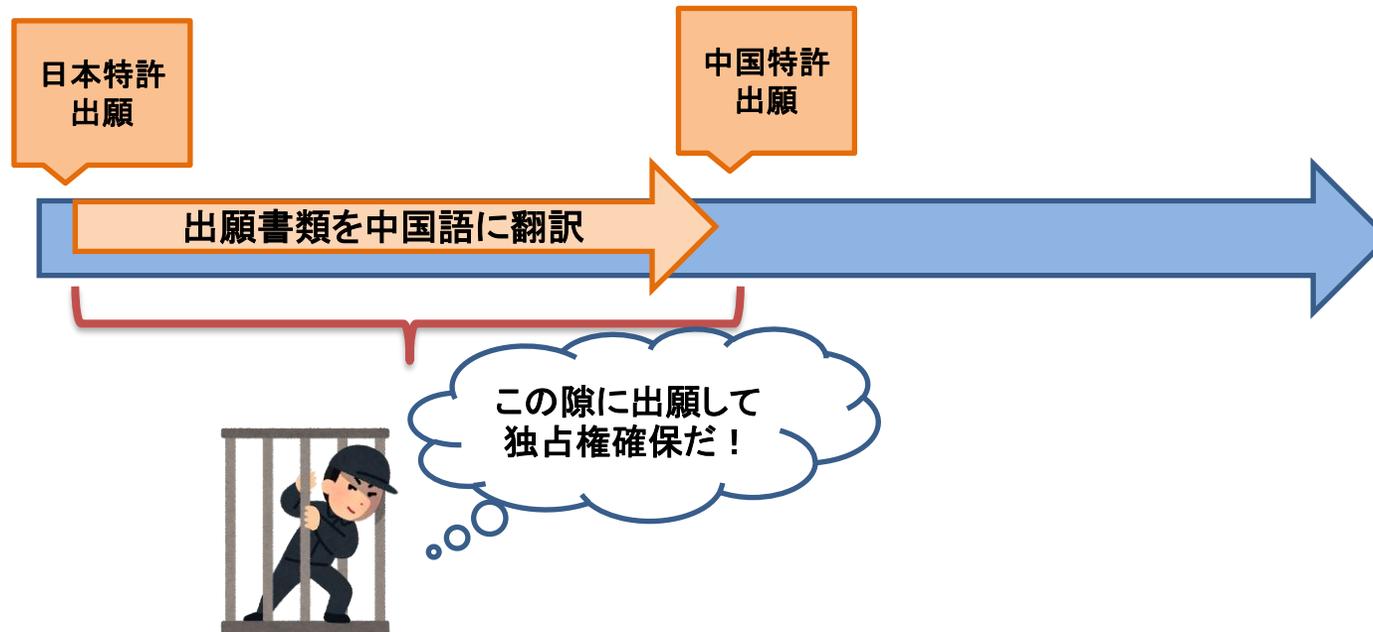
パリルート出願

- **特許は属地主義**

→中国の特許は中国特許庁から取得する必要あり

- 日本での特許出願と、中国での特許出願にタイムラグが生じる

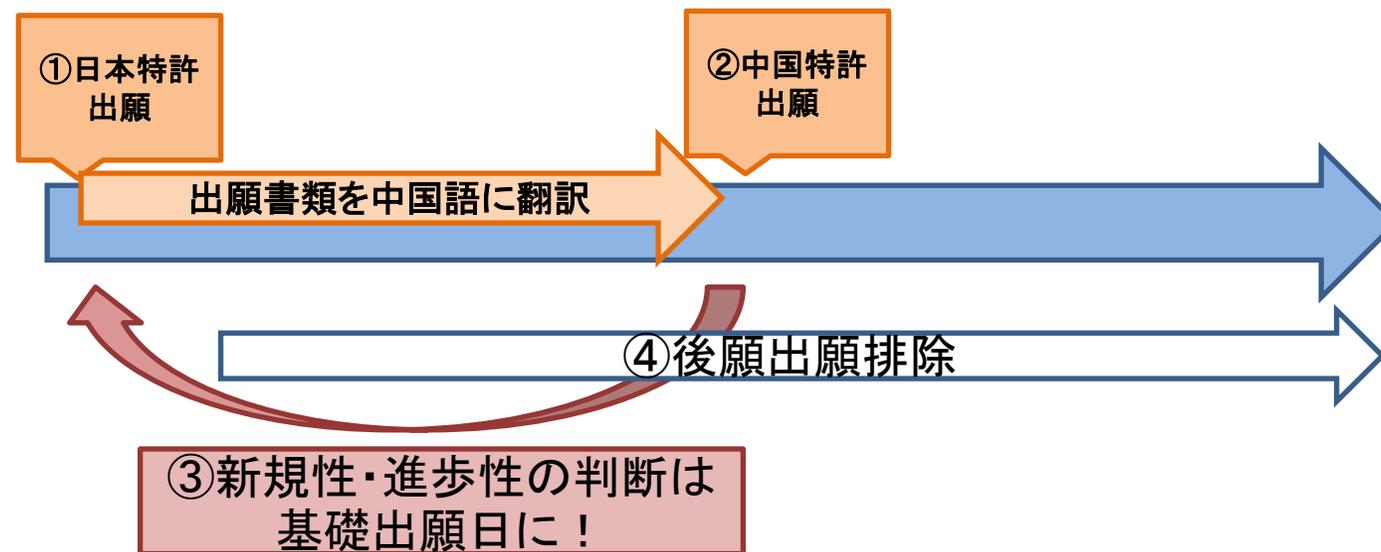
では中国企業のX会社が先に腕時計Aの特許を取得してしまったら？（先願主義）



パリルート出願

優先権制度

- 国内出願から1年以内に他国へ出願すれば、**新規性・進歩性等の判断に関し、国内出願の日を基準とする**



パリルート出願

◎パリルート出願のメリット

- 3カ国以内であれば安価
- PCT非加盟国(ex台湾)にも出願可能

◎パリルート出願のデメリット

- 多数国になると手続きが煩雑かつ、費用が高額
- 優先権制度を用いるとなると、時間的余裕が少ない

PCTルート出願

複数国で特許を取得したいとなると、
1年という時間的制約、費用が高額、手続きがより煩雑に・・・

そこで活躍するのがもう一方のルート

PCTルート出願です

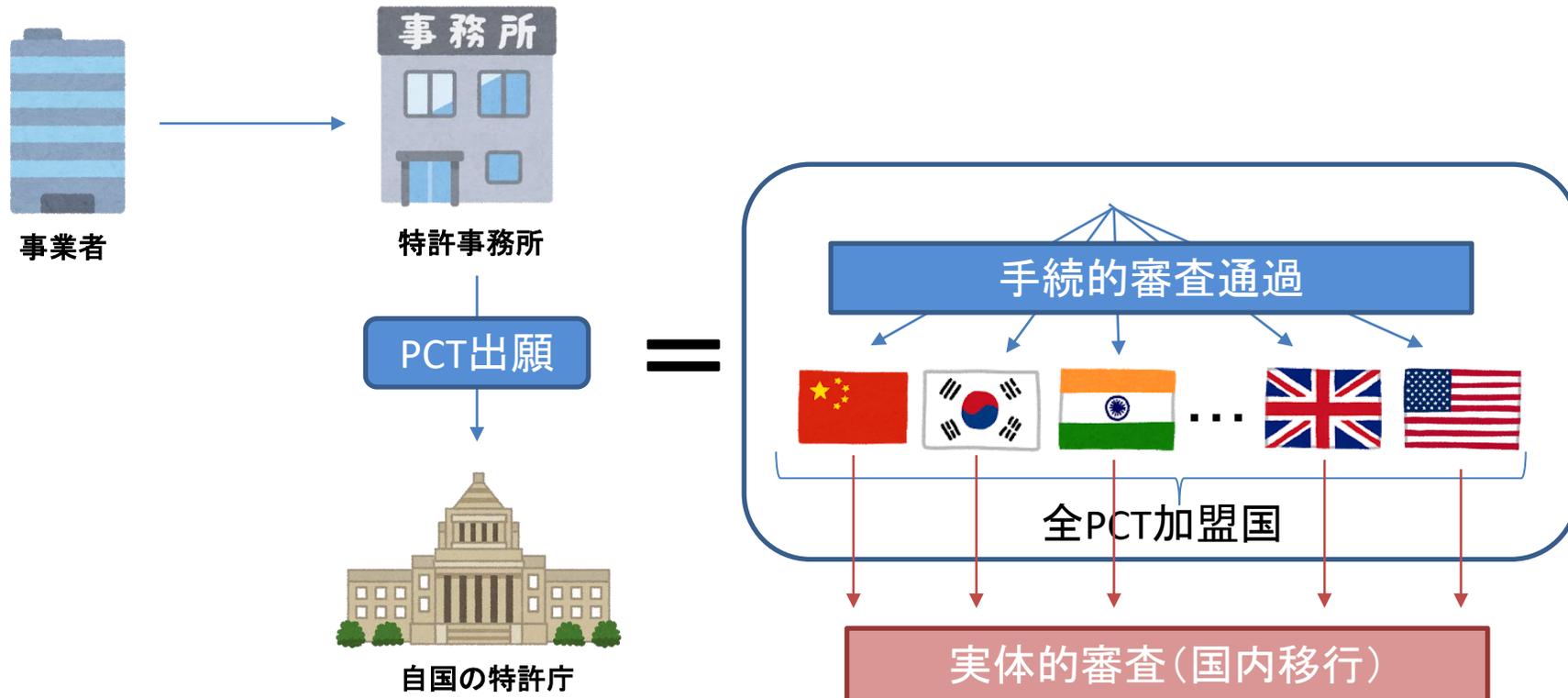


では、PCTルート出願はどんな制度なのでしょう？

PCTルート出願

PCT出願とは

原則として、自国の特許庁にPCT出願



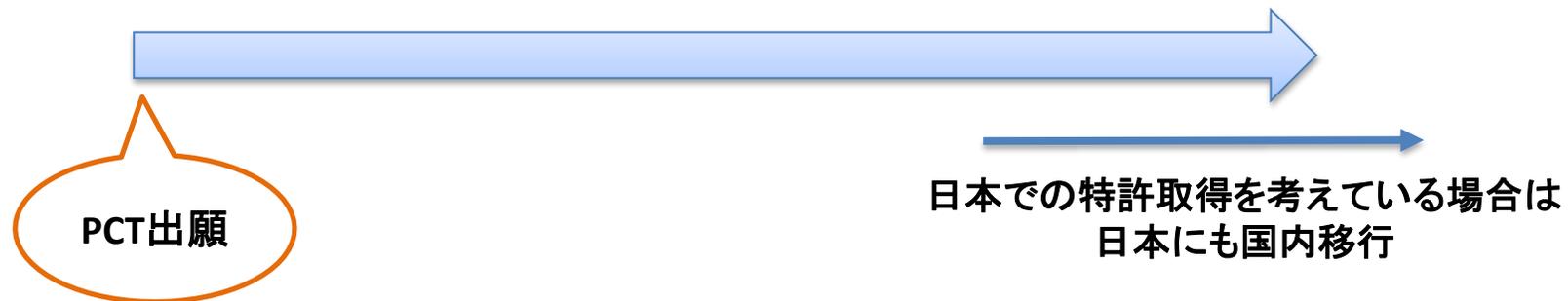
PCTルート出願

PCT出願に国内出願は必要なの？

(1) 国内で特許出願してからPCT出願をする場合

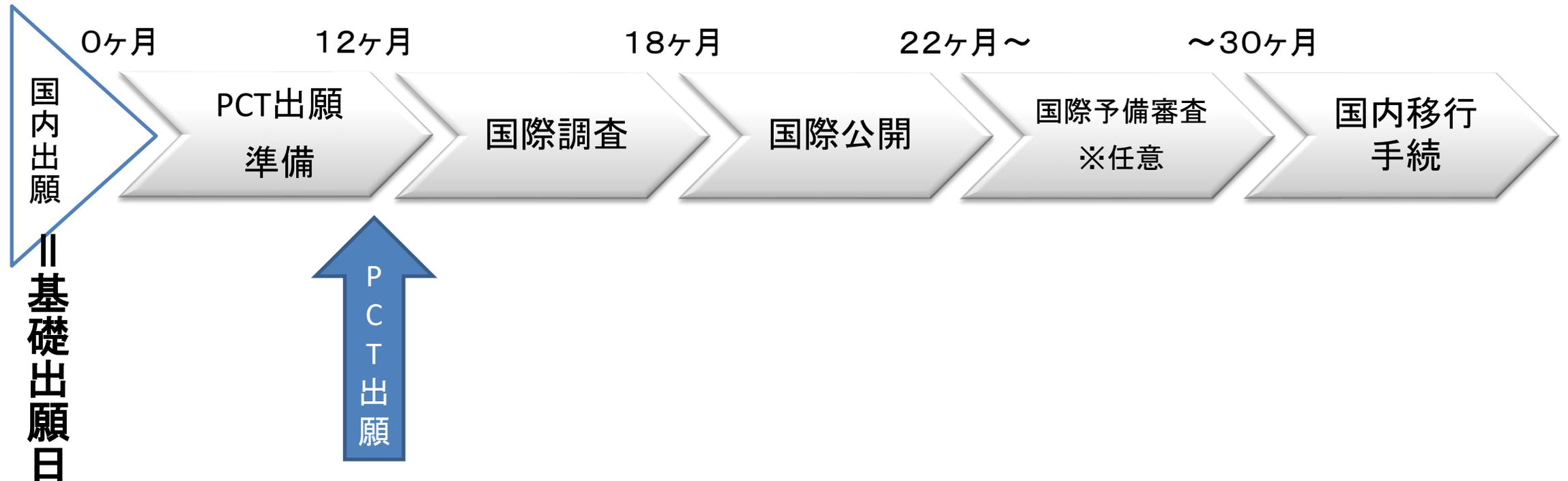


(2) 国内で特許出願せず、PCT出願する場合



PCTルート出願

仕組み



PCTルート出願

* PCT出願準備

- **日本語**または英語の書類を1つ提出するだけ
- 1つの出願で、全PCT加盟国の出願日を確保



* 国際調査

- **全てのPCT出願が対象**
- 新規性・進歩性要件や産業利用可能性を有しているか調査
- 調査結果は出願人に知らされる
- 1回のみ補正可



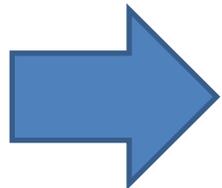
PCTルート出願

国際調査の意義

出願日を確保したいが、特許になるか心配、、、
出願コストを無駄にたくない



国際調査報告で発明の特許性を有しているかを知ることができます



出願費用の削減に！！

PCTルート出願

* 国際公開

- 基礎出願日から、18か月後に国際公開

* 国際予備審査

- 国際調査とは異なり、**任意の制度**
- 新規性・進歩性要件や産業利用可能性を有しているか調査
- PCT出願内容全体に対して補正可
- 期間内であれば何度でも補正可

PCTルート出願

国際調査と国際予備審査の違い

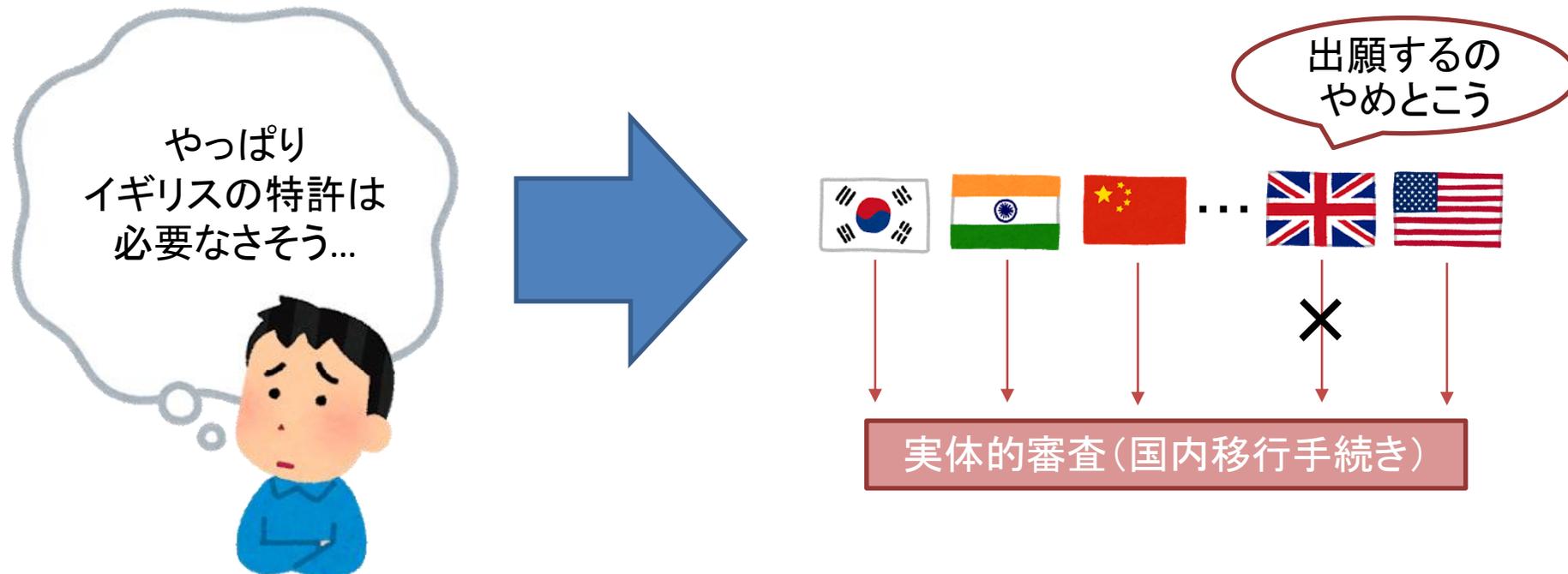
- 任意の制度か否か
- 補正の範囲
- 補正の回数
- 見解書および報告書が発行される前の補正について

実際の調査見解書と予備審査報告書の資料をご覧ください

PCTルート出願

* 国内移行手続き

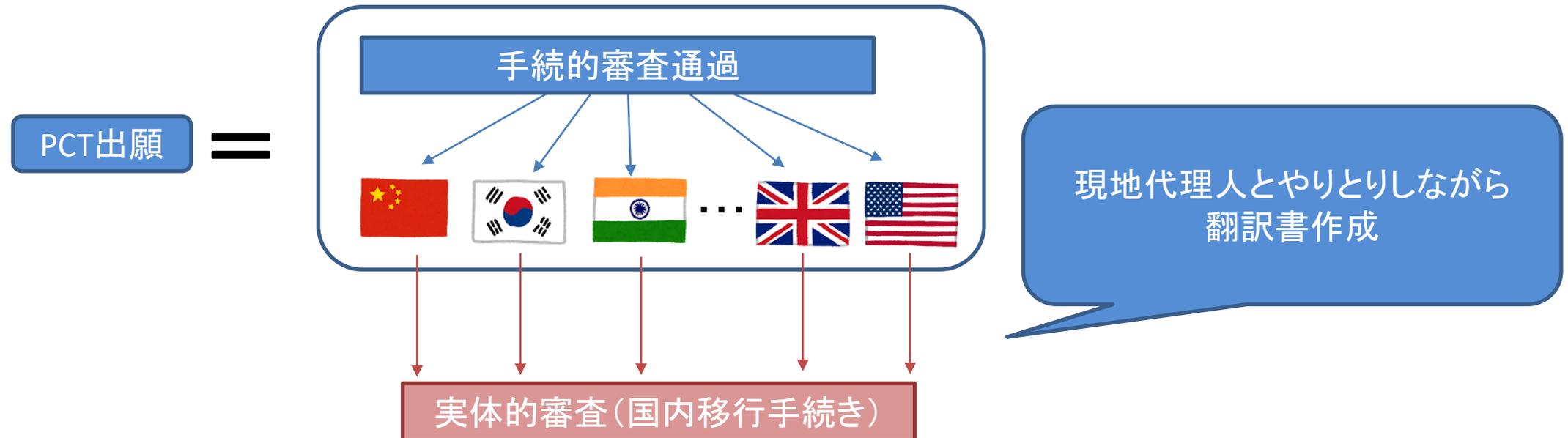
- ・基礎出願日から30か月または31か月以内
- ・国際調査や国際予備審査の結果を基に、国内移行するか否か決定



PCTルート出願

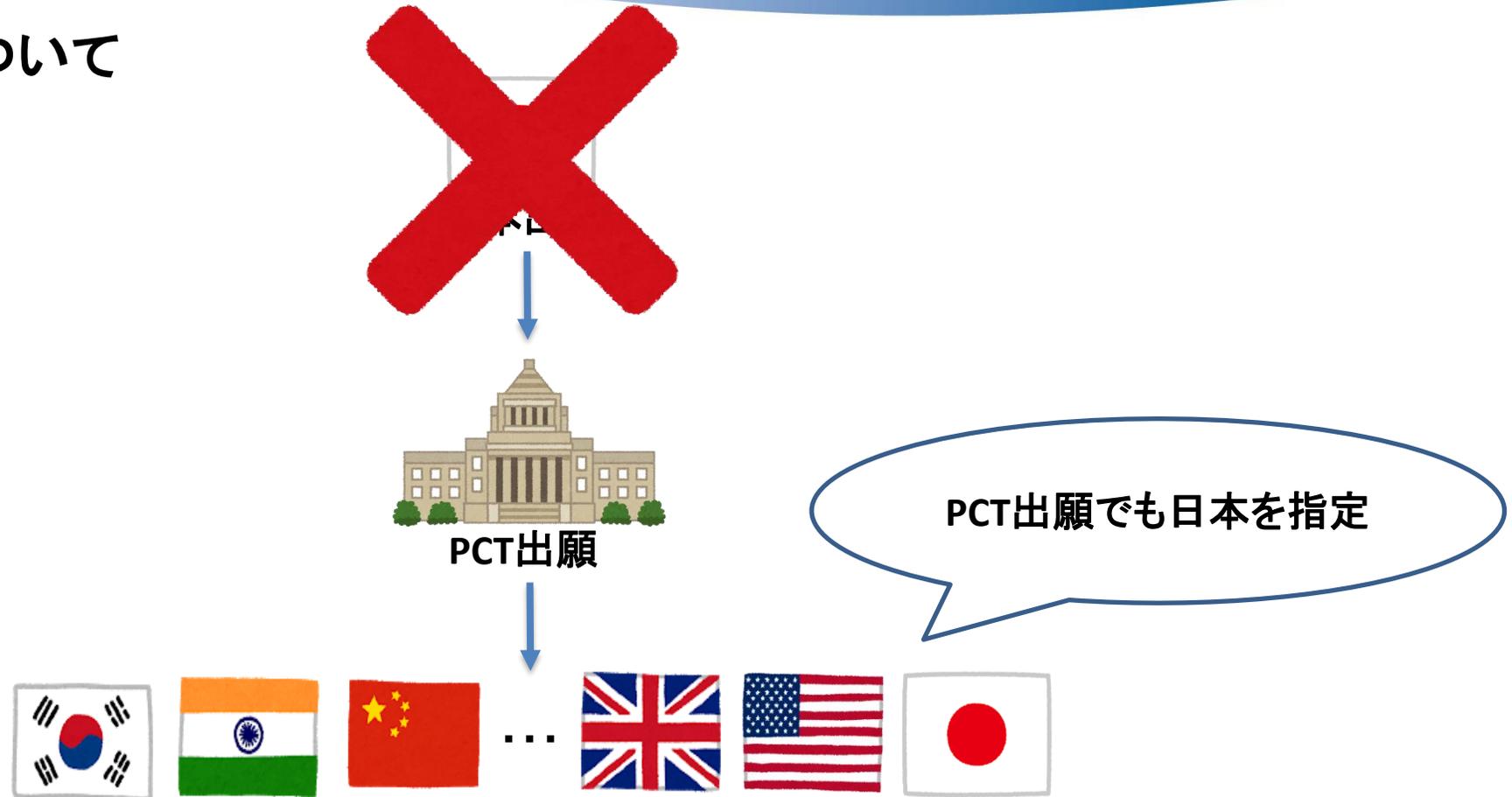
* 国内移行手続き

- ・出願する国を決定後、各国の公用語に翻訳し、各国の特許庁に提出



PCTルート出願

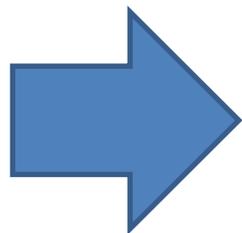
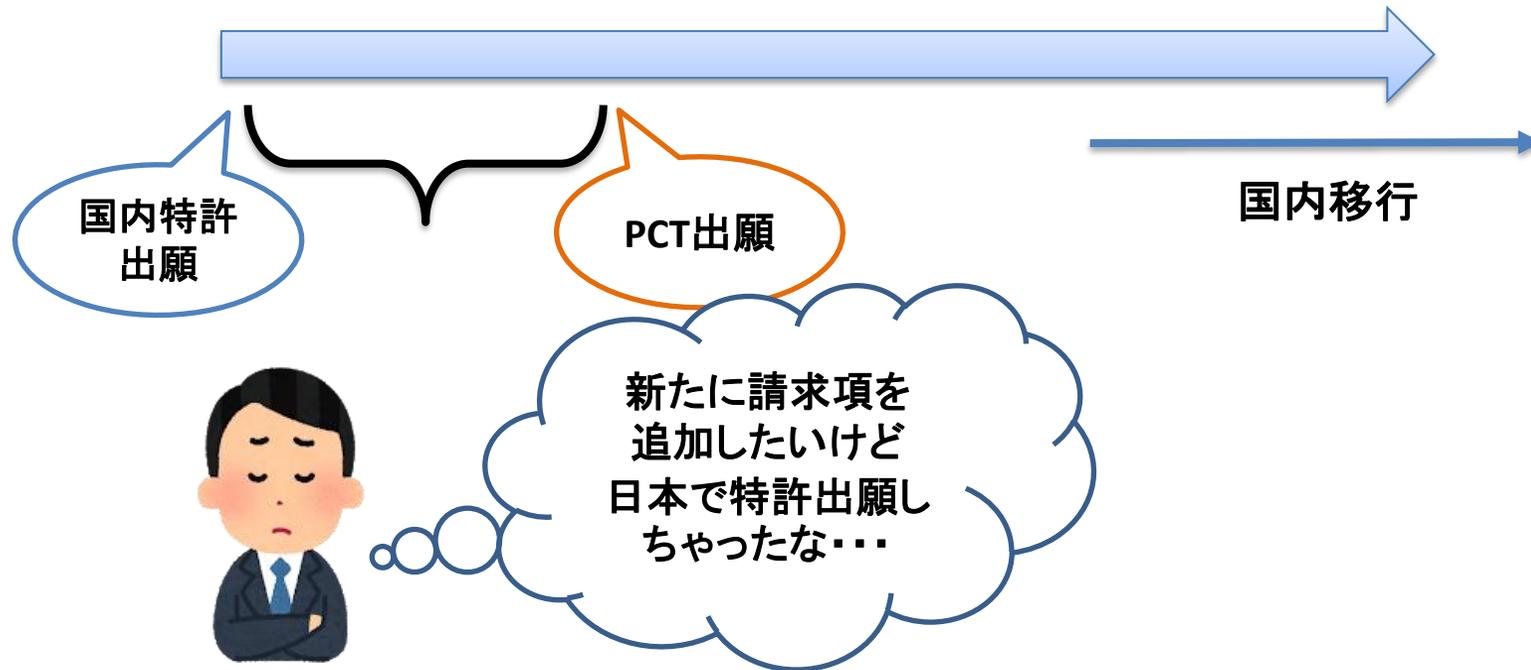
※みなし取下げについて



国内移行でも日本を指定すれば、先の国内出願がみなし取下げされます

PCTルート出願

※みなし取下げについて



みなし取り下げを用いて、PCT出願の内容で日本でも特許申請

PCTルート出願

※みなし取下げについて

みなし取下げされても、**優先日はそのまま主張可能**



出願書に変更がないなど、先の出願を取り下げない場合は日本を指定国から除外する手続きが必要です

PCTルート出願

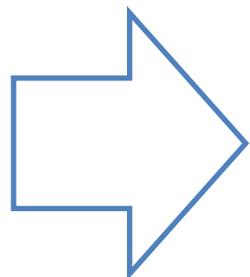
◎PCT出願のメリット

- 簡便に**多数国の出願日を確保**できる
- 各国への移行判断を、**原則30か月まで猶予可能**
- 特許性判断のための調査結果を得ることができる



◎PCT出願のデメリット

- **PCT出願自体の費用が高額**
- 特許化までに時間がかかるため、**迅速に権利化を望む場合は不向き**



国際出願の個別出願かPCT出願か
出願する国の数が多いか少ないか

料金支援制度について

料金支援制度について

外国出願補助金

対象：中小企業

特許庁が外国出願に要する費用の1/2を負担！

個別出願なら： 各国への直接出願費用

PCT出願なら： PCT国際出願の国内移行費用



料金支援制度について

PCT国際出願の補助金

中小企業やベンチャー企業、大学等が
日本語でPCT国際出願を行う場合、
軽減制度と交付金制度があります

軽減制度

対象となる手数料

出願時: 送付手数料
調査手数料
予備審査請求時: 予備審査手数料

交付金制度

対象となる手数料

出願時: 国際出願手数料
予備審査請求時: 取り扱い手数料

吉川国際特許事務所について

ご紹介

- 1988年に大阪・京橋に設立
- 無料で見積もり・一般的な相談を実施
- 海外出願に関しても手厚いサポート
- 大阪本社の他にも、東京支部・サンフランシスコ支部を設置

現地代理人の紹介・仲介は、吉川国際特許事務所にお任せ下さい！

弊所料金について

- 弊所では特許・意匠・商標・実用新案と幅広く取り扱っております。また豊富かつ強固なネットワークを駆使し、海外への出願(PCTルート・パリルート)もサポートさせて頂いております。
- 国内の特許出願にかかる料金表は、次ページにあります。意匠・商標・実用新案・海外への出願につきましては案件ごとに料金が大きく変動いたします。そのため料金表の掲載は差し控えさせて頂いておりますが、お見積り相談を無料で承っております。お気軽に、ホームページお問い合わせフォーム・お電話・メールにて、お問い合わせください。

【ご参考】 弊所料金(国内特許出願)

手続	項目	印紙代	当方手数料 (税抜)	合計 (税抜)
調査	一般調査		50,000円~	50,000円~
	詳細調査		200,000円~	200,000円~
出願	特許出願料	14,000円	200,000円	214,000円+
	函面代		1,000円 x 枚数	(1,000円 x 枚数)
審査請求	審査請求料	138,000円+	15,000円	153,000円+
		(4,000円 x 項数)		(4,000円 x 項数)
中間処理(拒絶応答)	コメント作成費用		30,000円	80,000円~150,000円
	意見書か補正書どちらか一方の作成		50,000円~60,000円	
	意見書か補正書両方の作成		90,000円~120,000円	
	審判請求及び補正書作成	49,500円+	190,000円	239,900円+
		(5,500円 x 項数)		(5,500円 x 項数)
登録	登録料	12,900円+	15,000円	127,900円+ (900円 x 項数)
		(900円 x 項数)		
	成功報酬		100,000円	
特許料 (年金) 納付	特許料 第4年~第6年 (各年度)	10,300円+	15,000円	25,300円+ (800円 x 項数)
		(800円x項数)		
	特許料 第7年~第9年 (各年度)	24,800円+	15,000円	39,800円+ (1,900円 x 項数)
		(1,900円x項数)		
特許料 第10年~第25年 (各年度)	59,400円+	15,000円	74,400円+ (4,600円 x 項数)	
	(4,600円x項数)			

国際出願なら、
経験豊富な吉川国際特許事務所にお任せください！

吉川国際特許事務所

大阪本部：〒534-0024 大阪市都島区東野田町1-20-5大阪京橋ビル 4F

東京支部：〒105-0013 東京都浜松町2丁目2番15号 浜松町ダイヤビル 2F

Tel: 06-6356-8885 (大阪) / 03-6775-9068 (東京)

Fax: 06-6356-8883 (大阪)

HP: <https://yoshikawa-pat.com/>

Mail: yoshikawa@e-patent.jp

Chatwork ID: yoshikawa-toshio
